



第 **1** 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

こどもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、大きな可能性を秘めています。こどもが、本市の豊かな自然の中で、先人のたゆまぬ努力によって培われた伝統や文化を守り、人々との触れ合いを大切にしながら、次代を担う若者へと心豊かにたくましく健やかに成長することは、全ての市民の願いです。

本市では、全ての市民がこどもの権利を尊重し、多様な問題からこどもを守りながら健やかな育ちを支えるとともに、地域社会が一体となって子育てに適した環境を整えなければならないとの思いから、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し、こども及び子育てに関する基本理念を定め、こども施策の総合的な推進に努めてきました。

また、条例に定められた基本理念のもと、こども・子育て施策を具体的に推進する基本計画として、「大仙市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所や子育てサービスの計画的な整備を進めてきたほか、社会問題として顕在化したこどもの貧困問題に対処するため、「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」を策定し、様々な課題に対応しながら、こどもが心豊かで健やかに育つことができ、子育てに夢や喜びを感じることができるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、コロナ禍や物価高騰なども相まって加速する少子化や、核家族、夫婦共働き世帯の増加等による家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化などにより、こども・若者や子育て世帯を取り巻く環境は絶えず変化しています。

このような社会の変化により、子育てに不安や悩みを抱える家庭をはじめ、様々な困難や社会環境にいるこども・若者が増えており、こどもの貧困問題をはじめ、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題、ヤングケアラー、児童虐待、いじめ、不登校等、複雑化・多様化する問題やニーズに対し、より包括的な視点で柔軟に対応することが求められています。

こうした中、国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども・子育て支援の推進体制が着実に整備されてきており、こどもの権利を包括的に定めた「こども基本法」と、同法に基づく「こども大綱」が制定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け大きな一歩を踏み出しました。

この「こども基本法」において、市町村は「こども大綱」を勘案し「市町村こども計画」の策定に努めるよう定められており、本計画は、こども施策全体に統一的に横串を刺し、より総合的な視点から課題を捉えるため、前述した2つの法定計画を包含し、こども・子育て施策に関する総合計画として定めるものです。

次世代を担う全てのこどもが、生まれ育った環境に左右されることなく、個人として尊重され、夢と希望をもって心身ともに健やかに成長していくことを願い、また、家庭や子育てに夢をもち喜びを実感できるまちづくりを目指し、本計画のもとで着実に取組を進めていきます。

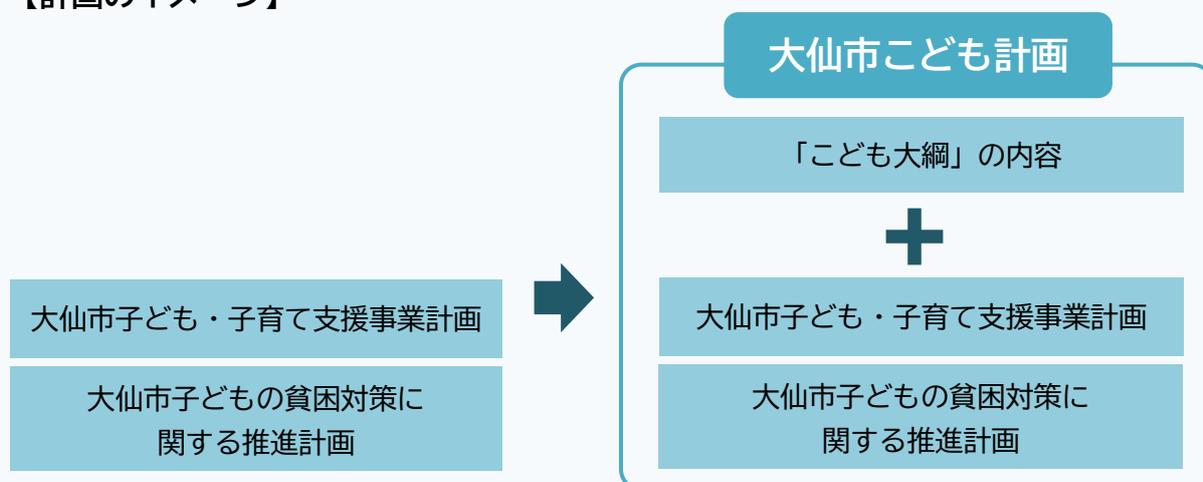
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、同法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定します。

【計画のイメージ】



こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

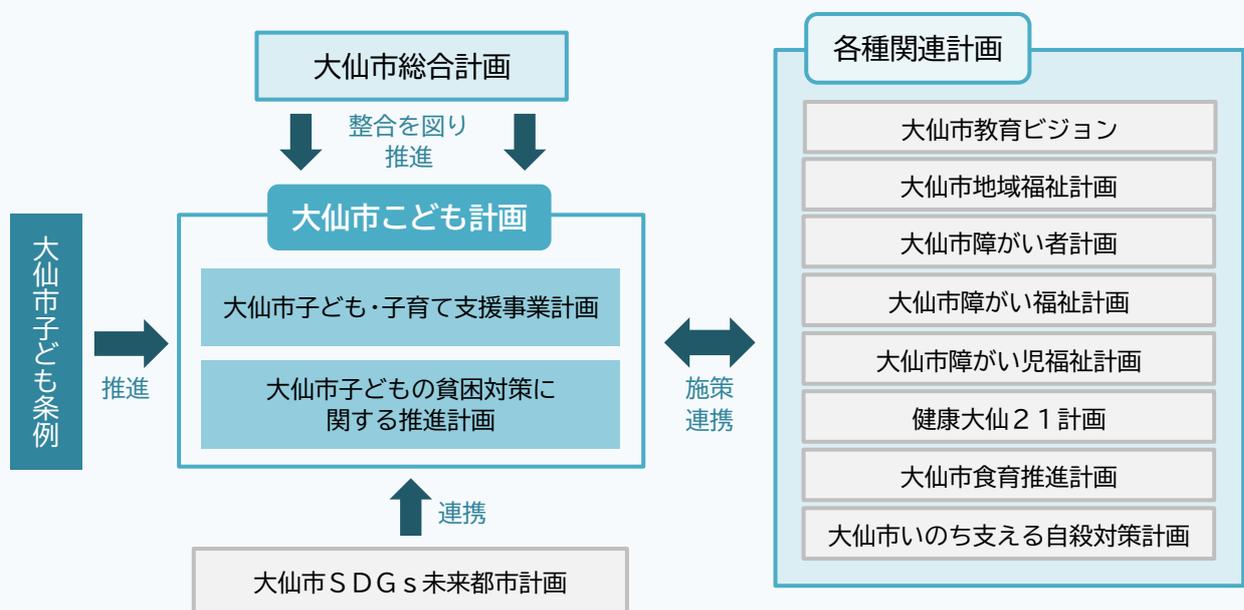
第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、大仙市総合計画の部門別計画であるとともに、平成26年3月に公布された「大仙市子ども条例」に定められた基本理念のもと、こども・子育て施策を具体的に推進する基本計画としての性質をもち合わせており、こども・子育てに係る総合計画として、各計画との連携を図りながら推進していきます。

なお、その推進にあたっては、令和4年に選定された「SDGs未来都市」の取組を具体化するため策定した「大仙市SDGs未来都市計画」とも連携を図り、SDGsの目的達成のための視点をもちながら取組を進めていきます。



3 計画の対象者

本計画の対象は、こども・若者と子育て当事者（保護者を含む）とし、次のとおり定義します。

- こども … こども基本法の趣旨を踏まえ、本計画においても「心身の発達の過程にある者」をいい、対象者の年齢に上限は設けないものとします。
なお、本計画では原則、「こども」の表記を用いますが、法令に根拠がある語や固有名詞などを用いる場合については、「子ども」の語を用いる場合があります。
- 若者 … 概ね39歳までを想定しています。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅をもたせることがあります。
- 保護者 … 法的にこどもの保護を行う義務のある者（親権者など）を言います。
- 子育て当事者 … 保護者を含む子育てに関わる者を広く指します。
(例：祖父母など)

4 計画の期間

国の「こども大綱」が、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等について取りまとめたものであることを踏まえ、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市を取り巻く環境の変化、こども・子育て家庭・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画に掲げた施策・事業の実施状況や課題・成果等を確認のうえ、庁内関係部署で組織する「子育て支援制度等検討会議」、並びに子育て当事者や教育・保育事業の関係者等で構成する「大仙市子ども・子育て会議」において共有し、効果などについて検証します。また、PDCAの考え方を踏まえた評価・点検を行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うとともに、新規事業の必要性なども検討します。

なお、「第5章 大仙市子ども・子育て支援事業計画 ～ニーズとサービス量の見込み～」については、年度ごとに実施状況をまとめ、「大仙市子ども・子育て会議」において目標達成状況などについて評価・点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

6 SDGsの理念に沿った計画の推進

本市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案した自治体の一つとして、令和4年度に「SDGs未来都市」に選定され、「Well-being※にあふれる持続可能なまち」の実現に向けて取組を進めています。

本計画においても、SDGsの理念や視点を取り入れながら、施策に取り組みます。

本計画に関連する達成目標

	目標1 貧困をなくそう		目標3 すべての人に健康と福祉を
	目標4 質の高い教育をみんなに		目標5 ジェンダー平等を実現しよう
	目標8 働きがいも経済成長も		目標10 人や国の不平等をなくそう
	目標11 住み続けられるまちづくりを		目標16 平和と公正をすべての人に
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		

※ ウェルビーイング (Well-being)

身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態。多面的・持続的な幸福。